

川口市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の社会参加と自立促進のため、障害者が自動車運転免許証を取得した場合における市の補助金の交付に関し必要事項を定め、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車運転免許を取得した者で、次の各号の要件を備えているものとする。

(1) 普通自動車運転免許取得日以前に、次のいずれかの手帳の交付を受けている者。

①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳。

②療育手帳制度(昭和48年厚生省発児第156号及び昭和61年3月31日障福第2257号埼玉県生活福祉部長通知)による療育手帳

③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付。

(2) 市内に居住し、住民票に登録されているもの。

(3) 道路交通法96条の規定による運転免許試験の受験資格を有すること。

(4) 取得助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないこと。

(5) 過去において、運転免許取得のため市から補助金の交付を受けていないもの。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前項に規定する者が運転免許を取得するに要した経費のうち、都道府県公安委員会指定の自動車教習所において教習を受けるために要する入学金、教習料、技能検定料及び受験料とする。

(補助金の額)

第4条 市は、前条の経費の3分の2の額(その額が12万円を超えるときは、12万円)を、予算の範囲内で補助する。

(申請の手続き)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 手帳の写し
- (3) 自動車運転免許証取得に要した経費の内訳を証する書類
- (4) その他必要と認められる書類

(申請の期日)

第6条 前条の申請については、普通運転免許取得日から6か月以内に市長に対して行うものとする。

(決定通知)

第7条 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、様式第2号の通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付申請を却下したときは、却下通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、様式第4号の請求書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から適用する。

別 表

1 基 準 額	2 対 象 経 費
一件につき 120,000円	都道府県公安委員会指定の自動車教習所において教習を受けるために要する、入学金、教習料、教習コース使用料、技能検定料及び受験料